


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		区分 ○ 1 審議事項 2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例			
	部課機関	学校教育部学校教育課			
1. 要旨					
(1) 改正理由					
① 教育委員会制度の改正に伴い、教育委員長と教育長が一本化され新教育長が特別職となったことから条例の支給対象に含める改正を行う。 ② 職員の東京都人事委員会の勧告に準じた公民較差を是正するための特別給（賞与）の支給月数の引き上げについて、特別職においても、期末手当の支給月数を職員と合わせた改定を行う。					
(2) 主な改正内容					
① 「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、教育長を追加する。なお、新教育長が特別職になることに伴い、附則において東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する。 ② 市長等に支給する特別給（賞与）を0.1月引上げる。					
(3) 施行日					
① 公布の日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する教育長（以下、「旧教育長」という。）の給与等については適用しない。なお、東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止に係る経過措置として、旧教育長の給与等については、廃止前の東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。 ② 公布の日から施行し、平成27年6月1日から適用する。					
(4) 影響及び効果					
① 法の趣旨に則った、地方教育行政における責任の明確化及び市長との連携の強化を図る対応となる。 ② 地域の実情を反映した、職員の東京都人事委員会の勧告に準じた公民較差の是正と同様の対応となる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
平成28年1月12日 市長より東大和市特別職報酬等審議会へ諮問 平成28年1月19日 東大和市特別職報酬等審議会から市長に答申 文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成28年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。